

令和4年(行ヒ)第360号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求上告事件

上告人(一審原告) 内山靖英

被上告人(一審被告) 愛知県(処分行政庁:愛知県公安委員会)

答 弁 書

令和6年2月19日

最高裁判所第三小法廷 御中

被上告人指定代理人

春 名 方
松 本 真
藤 澤 裕 介
田 原 昭 彦
伊 東 真 依
西 村 常 梅
宮 田 大 治
瀨 崎 貴 弘
石 脇 大 輔
安 田 裕 子

小 島 寿 一
安 藤 美 里
神 代 和 彦
中 根 彰 宏
元 田 秀 策
道 玆 悠
藤 原 祐 介
伊 藤 暢 浩
村 田 友 長

(目次)

第1	上告の趣旨に対する答弁	8
第2	事案の概要等	8
1	事案の概要	8
2	前提となる事実関係	9
3	原判決の要旨（本件上告に係る部分に限る。）	10
4	上告人の上告受理申立て理由の要旨	13
(1)	犯給法の目的、同法の各規定の内容及び趣旨からすれば犯罪被害者の同性パートナーも同法5条1項の「遺族」に含むべきこと（上告受理申立て理由第1）	13
(2)	同性婚的内縁関係にある者について一律に事実婚配偶者該当性を否定することは最高裁判例及び高裁判例の内縁法理に反すること（上告受理申立て理由第2）	13
(3)	DV防止法が平成25年改正前から「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーも該当するとしていたという立法者意思が令和5年改正法によって示されたため、これと同様に犯給法が解釈されるべきであること（上告受理申立て理由第3）	14
5	被上告人の主張の要旨	15
(1)	同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するものではないこと	15
ア	犯給法の目的と犯罪被害者給付金の受給権者の範囲の解釈	15
イ	「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」とは、異性間の内縁関係にある者を意味するものであること	16
ウ	同性同士の関係も「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として受給権者に含めようとする場合には、立法府による法改正を待つべきものであること	17

(2) 上告人の上告受理申立て理由の主張には理由がないこと	18
第3 同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するものではないこと	20
1 犯給法の目的と犯罪被害者給付金の受給権者の範囲の解釈	20
(1) 犯罪被害給付制度創設の経緯	20
(2) 犯罪被害給付制度の目的	21
(3) 犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格	22
(4) 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲について	23
2 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」とは、異性間の内縁関係にある者を意味するものであること	24
(1) 我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格からすれば、犯罪被害者給付金の受給権者の範囲の解釈に当たり、損害の填補という点を過大に重視すべきでないこと	24
(2) 現在の我が国の婚姻法秩序において、同性同士における婚姻関係は想定されておらず、犯給法5条1項1号の「婚姻関係と同様」の規定は、当然に異性間の関係であることが前提とされていること	25
(3) 現在の我が国の社会通念を前提とすれば、同性同士の関係において、内縁関係が成立すると考えることは困難といわざるを得ないこと	26
(4) 犯給法5条1項1号に類似する規定を置く他の法令においても、婚姻関係にある配偶者と同様の保護又は規律を付与される内縁の配偶者は、男女間の関係であることを当然の前提とするものであること	27
(5) 小括	28
3 同性同士の関係も「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として受給権者に含めようとする場合には、立法府による法改正を待つべきものであること	

(1) 犯給法5条1項1号の文言からして、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性同士の関係が含まれることは想定されていないこと	—29
(2) 犯罪被害給付制度は、創設的・授権的制度であり、制度を創設した立法府は支給対象者の範囲を異性同士の関係にあるものとしていること	—29
(3) 同性同士の関係も犯給法5条1項1号の受給権者に含めようとするれば、立法府による同法の改正を待つべきものであること	—29
(4) 事態の変遷等による解釈の変更について	—30
(5) 小括	—35
第4 上告人の上告受理申立て理由の主張には理由がないこと	—35
1 犯給法の目的等からすれば犯罪被害者の同性パートナーも同法5条1項の「遺族」に含むべきであるとの主張（上告受理申立て理由第1）について	—35
(1) 上告人の主張	—35
(2) 被上告人の反論	—36
ア 犯罪被害給付制度の法的性格及び本質並びに犯罪被害者給付金が有する一種の見舞金的な性格は、犯給法の改正等を経た後も変更がないこと	—36
イ 犯給法の改正等において給付額の引上げがされてきたことは、一種の見舞金的な性格を失わせるものではないこと	—37
(3) 小括	—39
2 同性婚的内縁関係にある者について一律に事実婚配偶者該当性を否定することは最高裁判例及び高裁判例の内縁法理に反するとの主張（上告受理申立て理由第2）について	—39
(1) 同性同士の関係を不法行為法の保護対象に含めた高裁判例に違反するとの主張について	—40
ア 上告人の主張	—40

イ 被上告人の反論	40
(2) 重婚的内縁関係や近親婚的内縁関係について、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得るとされている最高裁判例に違反するとの主張について	41
ア 上告人の主張	41
イ 被上告人の反論	42
(3) 小括	43
3 DV防止法が平成25年改正前から「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーも該当するとしていたという立法者意思が令和5年改正法によって示されたため、犯給法においても同様に解釈されるべきであるとの主張（上告受理申立て理由第3）について	44
(1) 上告人の主張	44
(2) 被上告人の反論	44
4 民法の概念を根拠にして犯給法の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」の解釈を行った原判決を論難する主張について	48
(1) 上告人の主張	48
(2) 被上告人の反論	49
5 犯給法が不法行為の損害額算定等と共通する規定を設けていることをもって、同法が不法行為法を補完する関係にあるとする主張について	53
(1) 上告人の主張	53
(2) 被上告人の反論	53
6 性同一性障害特例法による性別の変更がされた場合に犯給法の適用上不均衡を生ずる旨の上告人の主張について	54
(1) 上告人の主張	54
(2) 被上告人の反論	55

7	犯給法施行令6条2項1号、2号等が、同性パートナーは「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に当たらないことの理由とはならないとの主張について	55
(1)	上告人の主張	55
(2)	被上告人の反論	56
8	「婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性同士の関係を含めたとしても法的安定性を害することにはならないとの主張について	56
(1)	上告人の主張	56
(2)	被上告人の反論	57
第5	結語	57

被上告人（一審被告）は、上告の趣旨に対する答弁をした上で、上告人（一審原告）の令和4年11月2日付け上告受理申立て理由書（以下「上告受理申立て理由書」という。）及び令和5年6月20日付け補充書面（以下「補充書面」という。）に対し、必要な限度で反論する。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、原判決の例による（参考として、末尾に略称語句使用一覧表を添付する。）。

第1 上告の趣旨に対する答弁

- 1 本件上告を棄却する
- 2 上告費用は上告人の負担とする
との判決を求める。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、上告人（男性）が、同居生活を継続していた男性（本件被害者）が上告人と交際中の別の男性（本件加害者）によって殺害された犯罪被害について、犯給法5条1項1号の「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に該当する、同項柱書きの「遺族」であると主張して、愛知県公安委員会に対して遺族給付金（同法4条1号）の支給についての裁定の申請（本件申請）をしたところ、同委員会から、同法5条1項1号所定の犯罪被害者の配偶者とは認められないとして、同支給をしない旨の裁定（本件処分）を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

原判決は、上告人の請求を棄却した第1審判決に対する上告人の控訴を棄却したところ、上告人は、これを不服として上告受理申立てをした。

御庁は、令和6年1月17日、上記上告受理申立てを受理した（以下、当該

上告受理申立てに係る上告を「本件上告」という。)

2 前提となる事実関係

原審が認定した事実は、以下のとおりである。

- (1) 上告人は、昭和50年生まれの男性であり、本件被害者は、昭和37年生まれの男性である。上告人と本件被害者は、平成6年頃に知り合って交際するようになり、その頃から同居して生活していた。

(以上につき、原判決3ページ、第一審判決2ページ)

- (2) 上告人と交際していた男性である本件加害者(昭和48年生まれ。甲第1号証)は、平成26年12月22日、上告人と本件被害者との関係が継続しているために上告人を独り占めすることができないなどと考えて、本件被害者に対して殺意を抱き、上告人及び本件被害者の居宅(本件居宅)において、本件被害者の左胸部を、持っていた洋出刃包丁で1回突き刺すなどし、本件被害者を出血性ショックにより死亡させた。

本件加害者は、平成28年5月24日、名古屋地方裁判所において、上記殺害行為(本件殺害行為)等につき、懲役14年の有罪判決を受け、同判決は、控訴されることなく確定した。

(以上につき、原判決3ページ、第一審判決3ページ)

- (3) 上告人は、平成28年12月12日、愛知県公安委員会に対し、犯給法5条1項1号所定の犯罪被害者の配偶者に当たるとして、同法4条1号の遺族給付金の支給についての裁定の申請(本件申請)をした。

愛知県公安委員会は、平成29年12月22日付けで、本件申請につき、遺族給付金を支給しない旨の裁定(本件処分)をした。

上告人は、平成30年3月16日、国家公安委員会に対して審査請求をしたが、これまで、当該審査請求に対する裁決はされていない。

上告人は、同年7月9日、本件訴えを提起した。

(以上につき、原判決3ページ、第一審判決3ページ)

3 原判決の要旨（本件上告に関係する部分に限る。）

(1) 遺族給付金の支給を受けることができる遺族や支給を受けるべき遺族の順位を定める犯給法5条1項、3項においては、死亡した者との親族関係の遠近の程度について、民法上の概念を用いて定められている。そして、同条1項1号においても、「配偶者」、「婚姻の届出」、「婚姻関係」という民法上の婚姻に関する概念により定められているところ、民法上は法律婚主義が採用されているから（739条1項）、同号は、一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものであると解される。

同号括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」との定めも、犯給法に特段の定めがないから、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であり、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係も含まれ得るとすることは、条文の解釈から逸脱するものといわざるを得ない。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「犯給法施行令」という。）においても、生計維持関係遺族の定めに関する6条2項1号、2号において、「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」、「60歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」などと、異性間の関係であることを前提とした定めとなっている。

重婚や近親婚は、これを認める弊害を考慮して、政策的に禁止されているが、異性間の重婚的内縁関係や近親婚的内縁関係は、個別具体的な事情の下で、禁止する理由となっている弊害が顕在化することがないという特段の事情が認められる場合には、法律婚に準ずるものとして保護される余地があるといえる。これに対し、同性間の共同生活関係は、政策的に婚姻が禁止され

ているのではなく、婚姻制度の対象外になっているから、局面を異にしている。

(以上につき、原判決13ないし15ページ)

(2) そして、現行の法体系に照らし、「婚姻」、「配偶者」の定めは異性間の関係のみを意味すると解すべきであり、同性間の関係を含むと解することは困難である。

すなわち、憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」、「夫婦が同等の権利を有することを基本として」などと定め、婚姻が異性間の関係であることを前提としており、婚姻関係を規定する民法も、異性間の関係を前提とした「夫婦」という表現を用いているから(750条)、民法において定められた「婚姻」は、異性間に限られる。

また、犯給法5条1項1号と同様に「事実上婚姻関係と同様の事情にある者(にあった者)」との定めを用いた他の法令が複数存するが(国家公務員災害補償法16条1項、厚生年金保険法3条2項、国民年金法5条7項等)、いずれも「夫」、「妻」との文言が使用されており、異性間の関係を前提とした定めであることが明らかであって、犯給法における「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」についても異性間の関係を前提とする定めであると解するのが他の法令の解釈とも整合する。

さらに、DV防止法においては、保護の対象となる「配偶者」について、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むとの規定が設けられており(1条3項)、平成25年法律第72号による改正(以下「平成25年改正」という。)において、「生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)」をする関係にある相手からの暴力について、準用規定が設けられた(28条の2)。この準用規定は、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」との規定が、「婚姻意思」、「共同生活」、

「届出」のうち「届出」がない事実婚について定めたものであるとした上、「婚姻意思」も認められない「共同生活」のみを送っている場合を想定して、同性パートナー等にも保護の対象を拡大したものであることが認められる。このように、DV防止法においても、保護の対象者について、民法上の「婚姻」をする意思（異性間の関係）を前提にした解釈をむやみに拡大することなく、保護の対象を拡大する際には、別途の立法措置を経ている。

（以上につき、原判決15及び16ページ）

- (3) しかも、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」につき同性間の共同生活関係を含むと解釈した場合には、遺族給付金の支給対象となる第一順位の遺族が変わることになるから、条文の文言を現行の法体系に整合的に解釈した場合の支給対象者が、遺族給付金の支給を受けられない場合が生じることになる。

したがって、犯給法5条1項1号の解釈においては、より強く法的安定性を意識することが求められるというべきであって、同性間の共同生活関係に対する社会の意識が変化しているなどの事情を根拠として、立法措置を経ることなく解釈を変更することは、法的安定性を害する結果となるといわざるを得ない。

（以上につき、原判決17及び18ページ）

- (4) 以上の検討を踏まえると、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」との定めについて、同性間の共同生活関係を含むと解することについては慎重にならざるを得ず、犯給法自体の定めの中に、他の法体系とは異なって同性間の共同生活関係を含むと解釈すべき手掛かりも見当たらない以上、上記「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」の定めにつき、同性間の共同生活関係を含むと解釈することはできないといわざるを得ない（原判決18ページ）。

そして、上告人が指摘する社会的状況に関する種々の事情を考慮しても、

上記の解釈を変更することが求められるまでの事情は見いだすことができない（原判決22ページ）。

4 上告人の上告受理申立て理由の要旨

(1) 犯給法の目的、同法の各規定の内容及び趣旨からすれば犯罪被害者の同性パートナーも同法5条1項の「遺族」に含むべきこと（上告受理申立て理由第1）

犯給法の目的は、給付金を支給して犯罪被害者が受けた不法行為による損害の一部の填補をし、犯罪被害者及びその遺族の被害回復をすることで犯罪被害者等の権利利益を保護することであり、同法は、この目的を実現するため、不法行為の損害等と共通する規定を設けて不法行為法を補完するものとし、同法5条1項及び3項は、「遺族」の範囲及び順位を、民法の「相続人」とは異なる視点から、犯罪被害者が受けた精神的・財産的損害の程度を踏まえて規定している。そのため、「遺族」の解釈については、不法行為における「被害者」と同様に、犯罪被害によって被った経済的・精神的損害の回復の必要性に基づいて判断すべきである。

そして、犯罪被害によって被った経済的・精神的損害の回復の必要性は、同性パートナーと異性パートナーで全く異ならないだけでなく、不法行為に基づく損害賠償請求権を有する点でも全く異ならないから、同性パートナーも、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するのは明白である。

（以上につき、上告受理申立て理由書第2の3及び同第3の2(2)・13ないし20、23ないし26ページ）

(2) 同性婚的内縁関係にある者について一律に事実婚配偶者該当性を否定することは最高裁判例及び高裁判例の内縁法理に反すること（上告受理申立て理由第2）

「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」にあるという婚姻の本質は、同性パートナーにも該当し、同

性パートナーの関係が「婚姻」に準ずる関係であること、少なくとも不法行為において保護の対象となることは、東京高等裁判所令和2年3月4日判決（裁判所ホームページ。以下「東京高裁令和2年判決」という。）が明確に認めているとおりであり、同性パートナーも、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するのは明白である（上告受理申立て理由書第3の2(1)及び(2)・21ないし26ページ）。

また、原判決が述べる「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」については「婚姻の届出」ができることが前提となるとの点については、「婚姻の届出」が一切不可能な重婚的内縁や近親婚的内縁の関係が厚生年金保険法などにおける「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当する場合があるとした不法行為法をめぐる内縁法理に関する最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決（民集37巻3号270ページ。以下「最高裁昭和58年判決」という。）、最高裁判所平成17年4月21日第一小法廷判決（集民216号597ページ。以下「最高裁平成17年判決」という。）及び最高裁判所平成19年3月8日第一小法廷判決（民集61巻2号518ページ。以下「最高裁平成19年判決」という。）に明らかに矛盾する（上告受理申立て理由書第3の3・29ないし32ページ）。

- (3) DV防止法が平成25年改正前から「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーも該当するとしていたという立法者意思が令和5年改正法によって示されたため、これと同様に犯給法が解釈されるべきであること（上告受理申立て理由第3）

第211回通常国会における衆議院及び参議院の各内閣委員会において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（以下、同法案につき可決成立した法律を「令和5年改正法」という。）の可決に際し、「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル

間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。」という内容の各附帯決議（以下「令和5年附帯決議」という。）がされたが、令和5年附帯決議は、DV防止法において平成25年改正前から「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーが含まれるという立法者意思を明確にしたものであるから、犯給法の規定についても、平成25年改正前のDV防止法と同様に、同性パートナー間にも適用されるべきである（上告受理申立て理由書第3の2(3)ア・26ページ、補充書面第1及び第2・2ないし5ページ）。

5 被上告人の主張の要旨

(1) 同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するものではないこと

ア 犯給法の目的と犯罪被害者給付金の受給権者の範囲の解釈

犯罪被害給付制度の性格は、①犯罪被害による精神的・経済的打撃を救済するものという意味での「福祉政策」、②不法行為制度の実効を確保するためのものという意味での「不法行為制度の補完」、及び③犯罪者の処遇の改善との関係上必要なものという意味での「刑事政策」という三つの要素を総合・包含したものとして理解されるが、犯罪被害給付制度創設の経緯に鑑みれば、同制度の本質は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することにある。そして、犯罪被害給付制度は、国が国民の全体が応分に負担している一般財源をもって犯罪被害者に対する救済を行うものであり、犯罪被害者給付金は、故意の犯罪行為による被害を受けた者又はその遺族が、民法上は不法行為制度がありながら、事実上損害賠償を受けられない場合が多いという状況を前提として、いわば社会連帯共助の精神をもって、その給付により社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものである。

したがって、犯罪被害者給付金は、損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である。

上記犯罪被害給付制度の目的からすれば、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等については、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえて判断する必要がある、このことに加えて同制度が国の一般財源によって行われることも踏まえると、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲の解釈は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保するという同制度、犯給法の目的に適合的なものである必要がある、法制度全体との適合性を重視した他の法制度の趣旨や文言等とも適合し、整合する解釈をすべきであり、その際には国民感情を含めた社会状況等をも踏まえて解釈をすべきである。

(以上につき、後記第3の1)

イ 「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とは、異性間の内縁関係にある者を意味するものであること

犯給法5条1項1号が遺族給付金の受給権者として規定する「犯罪被害者の配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」が含まれることとされており、その「婚姻関係」は、犯給法が特別の規定を置いていないことから、民法における婚姻関係の規定を前提としているものである。そして、民法を含む様々な現行法規は、婚姻関係や夫婦の概念については、当然に男女間の関係を前提としているというべきであって、現在の婚姻法秩序において、同性同士における婚姻関係というものは想定されていない。

したがって、他の法制度や趣旨等との適合的、整合的な解釈という観点からすれば、犯給法5条1項1号が、その文言上、「婚姻関係と同様」と

規定している以上、同号に該当し得るためには、当然に異性間の関係であることが前提とされているというべきであり、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とは、異性間の内縁関係にある者を意味するものと解すべきであって、同性同士の関係にある者をこれに含めることは困難である。

(以上につき、後記第3の2)

ウ・同性同士の関係も「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」として受給権者に含めようとする場合には、立法府による法改正を待つべきものであること

犯罪被害給付制度は、同制度が法律である犯給法によって設けられることによって初めて国民に一定の権利・利益が付与されるという創設的・授権的制度である上、その執行に要する費用を全て国庫が負担することとされており、限りのある税金が財源であって、誰にどの程度分配するかについては、財政的見地からの慎重な考慮をも要するものであるところ、支給対象者の範囲をどのように規律するかについては、上記ア及びイのとおり、立法府は、少なくとも異性同士の関係にある者を犯給法5条1項1号の支給対象者として想定し、その範囲を画しているのである。また、同号に同性同士の関係が含まれると解釈し、本来支給されることが予定されていない同性同士の関係にある者に対して遺族給付金が支給されるとすることは、これに劣後する犯罪被害者と親族関係にある者、すなわち、立法府が本来支給される者として想定していた同項2号、3号に掲げる者がその支給を受けられないことになり、現行法が想定していない事態を招く結果となる。

また、様々な事態の変遷等による解釈の変更という観点から、本件において同性パートナーを遺族給付金の支給対象とすることについては、そもそも解釈を変更すべき事態の変遷等の存在が認められない上、この点においてみても、本件における解釈の変更、すなわち我が国の婚姻法秩序における「配偶者」という概念と相容れない同性パートナーを「配偶者」の概

念に含まれるものと解釈することは、我が国の婚姻法秩序を大きく踏み越えるもので、実質的に変容させるものであるから、憲法が許容する範囲の立法作用によってのみなし得るものであって、法解釈の限界を超える実質的な立法作用とみるべきものであり、司法判断の限界を超えるものであって許されない。

したがって、仮に同性同士の関係についても犯給法5条1項1号の遺族給付金の受給権者に含めようとするのであれば、立法府による同法の改正を待つべきである。

(以上につき、後記第3の3)

(2) 上告人の上告受理申立て理由の主張には理由がないこと

ア 犯給法の改正等に伴って、犯罪被害給付制度が有する要素のうち、不法行為制度の補完としての要素も考慮してきたということはできても、犯罪被害給付制度において原因者負担の制度を観念することはできず、犯罪被害者給付金の財源が国民の全体が応分に負担している税金であることに変わりはないから、犯給法の改正等を踏まえても、犯罪被害給付制度に基づく給付金が、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とするという意味での一種の見舞金的な性格を有することに変わりはない。したがって、この点に関する上告人の主張は理由がない。(以上につき、後記第4の1)

イ 東京高裁令和2年判決は、犯罪被害給付制度について、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性パートナーが含まれるかどうかの解釈問題との関連性は認められない。同判決において、同性パートナーの関係にあつたことが民法上の不法行為に関して保護の対象になるとの説示があつたとしても、同説示は、せいぜい前記(1)アで述べた犯罪被害給付制度の法的性格としての要素のうちの不法行為制度の補完という要素と無関係であるとはいえないものの、同性パートナーの関係が

犯給法の保護対象に含まれると解釈すべきことを意味するものではない。

また、重婚的な内縁関係にあった女性が私立学校教職員共済法25条所定の遺族として遺族共済年金の支給を受けるべき「配偶者」に当たるとした最高裁平成17年判決、重婚的な内縁関係にある女性がいるときに、戸籍上届出のある妻が農林漁業団体職員共済組合法（昭和46年法律第85号による改正前のもの）24条1項にいう「配偶者」に当たらないとした最高裁昭和58年判決、厚生年金保険の被保険者であった叔父と内縁関係にあった姪が厚生年金保険法3条2項にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当するとした最高裁平成19年判決は、いずれも同性同士の関係について「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」といえるかどうかという問題とは全く異なる問題について判示したものであって、これらの判決の射程が本件に及ぶものではないから、これらの最高裁判決を根拠として、同性同士の関係について「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」と認めることはできないというべきである。（以上につき、後記第4の2）

ウ DV防止法は、「配偶者」の範囲について特異な解釈がされているものではないし、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じることを目的とするもので（同法前文）、その趣旨、目的を全く異にするから、遺族給付金の受給権者としての「配偶者」の範囲について、DV防止法の保護の対象とされるべき「配偶者」と同様に解することが直ちに求められるものではない。

また、DV防止法においては、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」について、法律婚における「婚姻意思」、「共同生活」及び「届出」のうち、「届出」がないものと解釈されており、平成25年改正において、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活」との文言により規定されたDV防止法28条の2が準用規定として新

たに設けられたことにより新たに保護の対象となったのも、法律婚における「婚姻意思」、「共同生活」及び「届出」のうち、「婚姻意思」及び「届出」がなく、「共同生活」のみがある場合であり、平成25年改正当時は異性同士の共同生活を保護の対象としている。したがって、平成25年改正当時において、同性同士の共同生活関係をDV防止法の保護の対象として捉えていたとは考えられず、令和5年附帯決議は、その趣旨として平成25年改正当時の立法者意思に平成25年改正前から同法の保護の対象として同性の共同生活関係が含まれることを明確にすることを含むとは考えられないから、平成25年改正前のDV防止法が同性同士の関係をも保護の対象としていたことを裏付けるものではない。（以上につき、後記第4の3）

エ 上告人のその他の主張もいずれも理由がない（後記第4の4ないし8）。

第3 同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するものではないこと

1 犯給法の目的と犯罪被害者給付金の受給権者の範囲の解釈

(1) 犯罪被害給付制度創設の経緯

犯給法に改正される前の犯罪被害者等給付金支給法（以下「旧法」という。）が昭和55年に制定され、犯罪被害者に対する救済制度（犯罪被害給付制度）が創設された経緯は、以下のとおりである。

すなわち、旧法制定前の状況として、殺人や傷害のような他人の悪質な犯罪行為によって死亡した者の遺族や重大な人身被害を受けた者は、大きな精神的・経済的打撃を被るが、加害者が無資力であるなどのため、民法上の不法行為に基づく損害賠償の制度では救済されないという状況が大部分を占めていた。このような実情は、当時、交通事故、労災事故等の他の原因による人身被害について、自動車損害賠償保障法、労働者災害補償保険法等による

救済制度が充実してきたこととの対比において、社会的に顕著な不均衡感をもたらすとともに、他面、刑事政策思想の変化に伴い加害者の刑事司法手続上の処遇が改善され、社会復帰のための諸施策が推進されてきたこととの対比において、多大の不公平感を生み、その結果、故意の犯罪行為の被害者について何らの制度的な救済措置も講じられないまま放置されていることが問題視されるようになった。

このような認識は、犯罪による人身被害に対して国が一定の給付を行う制度の諸外国における実施状況、更には昭和49年の三菱重工ビル爆破事件の発生等を契機とした世論の高まりと相まって、犯罪被害給付制度の創設を求める具体的な検討段階へと進むこととなり、最終的には、昭和55年2月に「犯罪被害者等給付金支給法案」が閣議決定され、第91回国会に上程、同年4月23日に可決成立、同年5月1日に法律第36号として公布されることとなった。（以上につき、乙第19号証4ないし11ページ、乙第20号証57及び58ページ）

(2) 犯罪被害給付制度の目的

犯罪被害給付制度の性格については、①犯罪被害による精神的・経済的打撃を救済するものという意味での「福祉政策」（なお、「社会福祉的な要素」、「福祉的效果」といわれることもある（乙第6号証2ページ4段目、同23ページ2段目）。）、②他の分野におけるものと同様に、不法行為制度の実効を確保するためのものという意味での「不法行為制度の補完」、及び③犯罪者の処遇の改善との関係上必要なものという意味での「刑事政策」という三つの要素が挙げられる。犯罪被害給付制度の性格は、これら三つの要素を総合・包含したものとして理解されるが、前記(1)の同制度創設の経緯で述べたとおり、同制度は、現在の法秩序の下で、犯罪被害者が人的被害を受けながら、他の原因による被害の場合と異なりその救済が法制度上全く考慮されていないこと等が不均衡であり、その是正を図る必要があることか

ら立法化されたものであるから、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することに、その本質があると解される（乙第19号証14ページ、乙第20号証58及び59ページ）。

この点については、旧法の法案審議がされた第91回国会衆議院地方行政委員会において、政府委員（当時の警察庁刑事局長）が、「この制度は要するに、故意の犯罪行為という他人の悪質な行為によりまして、不慮の死亡または重障害というような重大な被害を受けたにもかかわらず、被害者または遺族が事実上不法行為による損害賠償を受けられずに、何らの救済もない事例が多いという現状を社会全体として放置しておけない、こういう観点から、これら遺族等の精神的、経済的な安定に資するために国が一定の給付金の支給を行おうという制度」であり、「この制度の性格というのは、一つは、国のそうした不法行為制度というものが十分に機能していない、やはりこれの実質化を図っていく必要がある、さらには、一種の広い意味での福祉政策という立場もございますし、もう一つは、やはり犯罪対策という面があるわけございまして、そういうものを総合した施策」であると説明した上で、「その中で何といても中心になりますのは、やはり国の法制度というものに対する国民の不信感を除去したい、つまり、犯罪によって被害者の権利が失われ、それがそのままになっておる、そうしたいわゆる法秩序が一種のへこんだような状態にあることに対して国民の持つ不信感というものをやはり回復してまいる、こういうことに置いておるわけでございます。」と説明しているところである（乙第6号証2ページ3段目）。

(3) 犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格

犯給法3条の規定内容から明らかなおおりに、犯罪被害者給付金は、国が支給するものである。すなわち、同給付金に関する事務は、国の事務として処理されるものであり、同給付金及び同給付金に関する事務の処理に要する経

費は、全て国庫で支弁される。

国が犯罪被害者給付金を支給する趣旨は、国自らの「賠償」でないことはいうまでもないが、国が一般財源をもって犯罪被害者に対する救済制度を行うこととしたのは、加害者側について原因者負担の原則による制度の創設が考えられないこと（殺人、傷害等の故意の犯罪行為について、加害者側に責任保険等による損害賠償能力をつけさせることは、理論的に不可能である。）、及び被害者側について社会保険による制度の創設が現実的ではないこと（犯罪被害者となり得る者から一定の掛金を徴収してこれを財源とし、保険的な方法によって社会保障としての救済措置を講じることは、保険料の徴収事務その他事務に要する経費を考えると現実的なものではない。）の二つの理由に基づくものであって、むしろ国民の全体が応分に負担している税金を税源とした制度の創設が適当であると考えられたことによる。

そのため、この犯罪被害者給付金は、故意の犯罪行為による被害を受けた者又はその遺族が、民法上は不法行為制度がありながら、事実上損害賠償を受けられない場合が多いという状況を前提として、いわば社会連帯共助の精神をもって、社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものであるから、前記(2)の犯罪被害給付制度の本質に照らしても、同給付金は、損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である。

（以上、乙第19号証12及び13ページ、乙第20号証49及び51ページ、乙第21号証9及び10ページ）

(4) 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲について

上記のとおり、犯罪被害給付制度は、損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度

全般に対する国民の信頼を確保することを制度の本質とし、主たる目的とするものである。このような制度の本質、目的からすれば、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等については、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえて判断をする必要があり、犯罪被害給付制度が国の一般財源によって行われることも踏まえると、同制度に基づく給付金の受給権者の範囲の解釈は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保するという目的に適合的なものである必要がある。

2 「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とは、異性間の内縁関係にある者を意味するものであること

- (1) 我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格からすれば、犯罪被害者給付金の受給権者の範囲の解釈に当たり、損害の填補という点を過大に重視すべきでないこと

前記1のとおり、犯罪被害給付制度に基づく給付金（犯罪被害者給付金）は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有しており、損害の填補としての要素も考慮されているものの、同給付金の財源が国民の全体が応分に負担している税金であることも踏まえると、その受給権者の範囲を解釈によって決すべき場合には、国民の法制度全体に対する信頼確保につながる解釈が必要であり、法制度全体との適合性を重視した他の法制度の趣旨や文言等とも適合する解釈が求められるとともに、社会通念にも合致した解釈をすべきである。

他方で、このような犯罪被害者給付金の本質にかんがみれば、副次的に考慮されているにすぎない損害の填補という要素を、その受給権者の範囲の解釈に当たって過大に重視すべきではない。

(2) 現在の我が国の婚姻法秩序において、同性同士における婚姻関係は想定されておらず、犯給法5条1項1号の「婚姻関係と同様」の規定は、当然に異性間の関係であることが前提とされていること

犯給法5条1項1号が遺族給付金の受給権者として規定する「犯罪被害者の配偶者」には、括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」が含まれるところ、ここでいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とは、以下のとおり、異性間の内縁関係にある者を意味すると解すべきである。

憲法24条は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と規定しているところ、文理解釈上、「婚姻」は同性婚を前提としていないと解すべきである。また、婚姻の要件を定めている民法においても、婚姻により配偶者関係にあるものを「夫婦」、「夫又は妻」と定めていること（民法750条、763条、767条、769条1項、770条1項）等からしても、我が国の現行の法律上、「婚姻」及び婚姻関係を終了させる「離婚」は、男女間で行われることを前提としていると解される。

この点、学説にも、「民法は、婚姻の当事者は性別を異にすることを前提としている。」（大村敦志「家族法〔第3版〕」133ページ、乙第9号証）とか、「現時点で、解釈上同性愛カップルに婚姻としての法的地位を認めるのは困難である。」（乙第10号証75ページ）などと述べるものがある。

婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる旨定められている（民法739条）ところ、戸籍法74条は、婚姻の届出において、①夫婦が称する氏、②その他法務省令で定める事項を届け出なければならないと定めている。これを受けた戸籍法施行規則59条は、婚姻の届書の様式を、附録第12号様式によらなければならないと定めているところ、附録第12号様式には「夫になる人」及び「妻になる人」の記載が

必要とされている。このように、現行法上、戸籍行政においても、法律上の性別が同一である2人による婚姻届を受理することを前提としていない。

以上のとおり、我が国の現行法上、婚姻関係や夫婦の概念は、当然に男女間の関係を前提としているというべきであって、現在の婚姻法秩序において、同性同士における婚姻関係は想定されていない。そして、犯給法は、婚姻関係について特別の規定を置いていないから、同法上の「配偶者」、「婚姻関係」は、民法における婚姻関係の規定を前提としているものである。したがって、犯給法5条1項1号が、その文言上、「婚姻関係と同様」と規定している以上、同号に該当し得るためには、当然に異性間の関係であることが前提とされているというべきである。

(3) 現在の我が国の社会通念を前提とすれば、同性同士の関係において、内縁関係が成立すると考えることは困難といわざるを得ないこと

「内縁」とは、社会通念上「夫婦」としての共同生活と認められる事実関係があることであると考えられており、具体的には、当事者間に婚姻の意思、すなわち、社会通念上の「夫婦」となる意思があること、及び、社会通念上当事者間に「夫婦」としての共同生活の実態が存在することが必要である。

そして、「夫婦」とは文字どおり夫と妻という両性の関係を前提とする概念であって（広辞苑参照）、少なくとも現在の我が国における社会通念を前提とすれば、同性同士の関係において、社会通念上の「夫婦」になる意思があるとか、社会通念上「夫婦」としての共同生活の実態が存在すると認められるような関係にあるとまでは認められないと考えられ、同性同士の関係において、内縁関係が成立すると考えることは、現時点においては困難といわざるを得ない。

最高裁判所昭和33年4月11日第二小法廷判決（民集12巻5号789ページ）では、「いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということはできないが、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合

であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係というを妨げない」と判示しており、内縁はその関係が男女間のものであることを当然の前提としているものである。

(4) 犯給法5条1項1号に類似する規定を置く他の法令においても、婚姻関係にある配偶者と同様の保護又は規律を付与される内縁の配偶者は、男女間の関係であることを当然の前提とするものであること

内縁関係については、大審院の時代から判例法理による法的保護の傾向がみられるようになり（大審院大正4年1月26日判決・民録21輯49ページ、大審院大正11年6月3日判決・民集1巻280ページ、大審院昭和7年10月6日判決・民集11巻20号2023ページ等）、また、立法においても、大正12年施行の改正工場法や昭和12年の母子保護法において内縁の配偶者に保護を与える規定が置かれるようになり、その後、昭和16年の労働者年金保険法施行令が内縁の配偶者に受給資格を認めたのを皮切りに、各種の社会保障給付に拡大されるに至り、現在では、犯給法5条1項1号と同様、内縁の配偶者に対して婚姻関係にある配偶者と同様の保護又は規律を付与している立法は、厚生年金保険法、国民年金法及び労働者災害補償保険法をはじめとして、多数存在する（乙第9号証231及び232ページ参照）。

犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と類似した規定を置く法令として、例えば、厚生年金保険法3条2項においては、遺族厚生年金の受給権者として同法59条1項に定められる被保険者の「配偶者」について、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」との定めがあり、また、国民年金法5条7項にも同様の規定がある。また、労働者災害補償保険法11条1項においても、同法に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合に、未支給の保険給付の支給を請求し得る者として、「配偶

者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」との定めが置かれている。

これらの法律において、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（あつた者）」については、いわゆる内縁関係にある者をいうと解され、具体的には、当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があり、かつ、当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することをいうと解されている（乙第8号証280及び281ページ、東京地裁平成元年9月26日判決・判例タイムズ741号103ページ等）。犯給法5条1項1号の規定は、上記各法律の規定と同様の規定ぶりとなっており、上記「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（あつた者）」の解釈と異なる解釈をすべき理由もないことからすれば、同号の解釈も基本的には同様に解すべきである。

このように判例や立法によって内縁の配偶者の権利保護が進んだ背景には、我が国の伝統的な婚姻慣行や、明治民法下における制度上の制約等を理由に内縁関係が数多く存在するという社会背景があつたところ（乙第11号証1ないし4ページ）、従来から我が国においては女性の立場が弱く、また、経済的に男性に依存している場合が多いという実情から、婚姻の届出をしていないことにより権利保護がされないことの不合理性について議論がされるようになり、一連の内縁関係保護の判例や立法がされることとなったのである。

このような内縁関係保護の沿革や犯給法5条1項1号に類似した規定を置く各法令の解釈の状況からしても、内縁関係というのは、男女間の関係であることを当然の前提とするものであるということが出来る。

(5) 小括

以上からすれば、犯給法5条1項1号のいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」は、異性間の内縁関係にある者を意味すると解すべきである。

3 同性同士の関係も「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」として受給権者に含めようとする場合には、立法府による法改正を待つべきものであること

(1) 犯給法5条1項1号の文言からして、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性同士の関係が含まれることは想定されていないこと

犯給法は、社会連帯共助の精神に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の犯罪被害を早期に軽減させるとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるようにするという見地から、その支給要件、受給手続、給付内容等を規定している。

犯給法5条1項1号は、遺族給付金の支給対象者として、「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」との規定を置いているところ、「配偶者」又は「婚姻関係」との文言からも明らかなおり、同号の支給対象者として、犯罪被害者と異性同士の関係にあることを当然の前提としており、同性同士の関係にある者がこれに含まれることが想定されていないことは明らかである。

(2) 犯罪被害給付制度は、創設的・授権的制度であり、制度を創設した立法府は支給対象者の範囲を異性同士の関係にあるものとしていること

犯罪被害給付制度は、同制度が法律（犯給法）によって設けられることによって、初めて国民に一定の権利・利益が付与されるという創設的・授権的制度である上、その執行に要する費用を全て国庫が負担することとされており、限りのある税金が財源であって、誰にどの程度分配するかについては、財政的見地からの慎重な考慮も要するものであるところ、支給対象者の範囲をどのように規律するかについては、前記1及2において述べたとおり、立法府は、少なくとも異性同士の関係にある者を犯給法5条1項1号に該当する支給対象者として想定し、その範囲を画している。

(3) 同性同士の関係も犯給法5条1項1号の受給権者に含めようとするれば、立法府による同法の改正を待つべきものであること

犯給法5条1項及び3項は、遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位について、同条1項1号が定める配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）を第一順位とし、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等はこれに劣後するとしている。ここに挙げられている遺族は、民法730条の親族間の扶助（直系血族及び同居の親族）、同法752条の同居・扶助の義務（夫婦）、同法877条1項の扶養義務（直系血族及び兄弟姉妹）及び同条2項により家庭裁判所が扶養義務を負わせることのできる者（三親等内の親族）であり、社会生活上密接な関係がある者が定められているものである。このように、犯給法5条1項各号に挙げられている遺族は、民法においてその相互間に一定の権利義務が認められている者に限られているといえる。そして、犯給法5条1項1号に定める配偶者等が遺族給付金を受給した場合には、これに劣後する順位の方は支給を受けられないこととなるところ、同号に同性同士の関係が含まれると解釈し、本来支給されることが予定されていない同性同士の関係にある者に対して遺族給付金が支給されるとすることは、これに劣後する犯罪被害者と親族関係にある者、すなわち、立法府が本来支給する者として想定していた同項2号、3号に掲げる者がその支給を受けられないという事態を招く結果となるのであって、立法府が想定した支給対象者の順位付けにも変更を加えることとなる。このような解釈をすることは、法の解釈としての限界を超えるものといわざるを得ず、仮に同性同士の関係についても同項1号の受給権者に含めようとするのであれば、立法府による法の改正を待つべきものである。

(4) 事態の変遷等による解釈の変更について

一般論としては、時の経過、社会の変化等を根拠として、制定時の法令の意味内容についての解釈が変更されることはあり得ないではない。もっとも、この変更は、飽くまで、事情の変化が認められた後に法令の規定の意味内容

が変更されるか否かの問題であって、事情の変化から遡って制定時から法令の規定の意味内容が変更されるものではないことに留意が必要である。

このような解釈の変更に通ずる例として、最高裁判所平成7年7月5日大法廷決定（民集49巻7号1789頁）は、民法904条4号ただし書を含む法定相続分の定めが、法定相続分のおりに相続が行われなければならないことを定めたものではなく、遺言による相続分の指定等がない場合などにおいて補充的に機能する規定であることをも考慮事情とした上、嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のその2分の1と定めた規定につき、民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものであるとして、その定めが立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできず、憲法14条1項に反するものとはいえないと判断していた。その後、最高裁判所平成25年9月4日大法廷決定（民集67巻6号1320頁。以下「最高裁平成25年大法廷決定」という。）は、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の種々の事柄の変遷等、すなわち、社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえ、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができ、民法900条4号ただし

書前段の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものと判断した。

最高裁平成25年大法廷決定において示された、種々の事柄の変遷等による解釈の変更という考え方を本件に係る規定に適用することが可能か否か検討する。例えば、同大法廷決定とは変更の対象となる事柄は異なるが、憲法24条1項の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」するとの規定内容が、同性パートナーを巡るものを含む近時の様々な情勢等によって、この「両性」の「婚姻」を「同性同士」の「婚姻」の場合も含むというように意味が変更されたと解釈することが許されるであろうか。憲法は、その改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による国会の発議を経て、特別の国民投票等において、その過半数の賛成が必要である（96条1項）として、極めて厳格な要件の下での改正のみを認めており、現行憲法の施行後、憲法改正のために同項の国会による発議がされた例はない。それにもかかわらず、例えば「両性」という二義を入れる余地のない憲法規定の文言の意味について、情勢の変更等による変更を認めることは、厳格な憲法改正手続の潜脱を許すことになるから、憲法24条1項にいう「婚姻」が「両性」ではなく「同性」の婚姻を含むというように意味を変更したと解釈することは憲法解釈の限界を超えるものであり、裁判所における司法判断においても、そのような解釈が許される余地はない。民法の婚姻に関する規定は、憲法24条1項の「婚姻」の成立や効力等について法律で規定したものであり、同性同士の婚姻関係を予定していないという婚姻法秩序を形成していることも前述のとおりである。そして、犯給法5条1項1号の「配偶者」も、憲法及び民法の婚姻に関する規定によって形成された婚姻法秩序を前提として、それと同様の意味において「配偶者」という文言を用いていることが明らかであるから、このような観点からも、同号にいう「配偶者」に同性パートナーが含まれると解釈することは、少なくとも同号制定当時は予定されていなかった

たものである。

そこで、仮に同性パートナーを巡る近時の状況が犯給法5条1項1号の立法当時と比較して変容しているとする、その状況の変更を最高裁平成25年大法廷決定の考え方にいう様々な事態の変遷等とみて、犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」には同性同士をカップルを含むものであり、「配偶者」には同性パートナーを含むとの解釈に変更されたとみる余地があるか否か検討する。

まず、同性パートナーをめぐる近時の状況についてみるに、地方公共団体において同性パートナーシップに関する公的認証制度が導入されるなどの動きが見られるところ、こうした一連の取組は、未だ同性間の共同生活関係についての社会一般の理解が十分に進んでいないために、その理解を推し進めべく行われていると解するのが合理的であり、その内容を見ても、地方公共団体において同性同士が一定の関係にあること又はその旨の宣誓をしたことの証明を行うことにとどまるものが多く、直接的な法的効果は付与されていないのであって、婚姻関係を男女間の関係とする婚姻法の規律に影響を及ぼすような制度設計がされるには至っていないといった状況にあって、現在においても、相当数の地方公共団体においては同性パートナーシップに関する公的認証制度は設けられておらず、また、地方公共団体や民間企業における人事関連制度や民間企業における各種サービスの下で同性間の共同生活関係を異性間のものと同様に扱う取組も依然として地方公共団体や民間企業に広く浸透しているとまではいい難い。さらに、平成29年ないし平成30年には、経団連等の団体により性的少数者の実情や国内外の情勢等を踏まえて同性同士で共同生活関係にある者らに対する具体的な取組や同性婚の法制化に関する提言が行われ、令和元年6月3日に立憲民主党等の野党3党により同性婚を認めることを内容とする民法の改正案が国会に提出されるなどの動きが見られるものの、同性婚の法制化が実現する具体的なめどが立つに至っ

ているとまではいえない。このような諸事情に照らすと、本件処分当時の我が国においては、犯罪被害給付制度を含む法体系全般において、婚姻関係や夫婦の概念が、男女の関係を前提とするものであって、同性同士における婚姻関係は想定されていないという婚姻法秩序をなお前提としていたものであり、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係ないし婚姻関係と同視することが要請されるとの社会的な意識が醸成されていたということとはできない。したがって、そもそも、犯給法5条1項1号の解釈を変更すべき事態の変遷等自体の存在を認めることができない。

仮に、この点において検討しても、犯給法5条1項1号は、我が国の婚姻法秩序を前提とする規定であり、我が国の法制度全般に対する国民の信頼を確保するという犯給法の目的からすれば、同号に「配偶者」に同性パートナーを含むと解釈することができないことは上記のとおりである。そして、上記の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」は、同号の「配偶者」の概念に含まれるものとして、その直後の括弧内に規定された部分であり、「含む」という文言からも、我が国の婚姻法秩序における「配偶者」という概念と相容れない同性パートナーを「配偶者」の概念に含まれるものとする解釈を採用することは、婚姻法秩序を大きく踏み越えるものとして許されないというべきである。換言すれば、「配偶者」及びこれに含まれる「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性パートナーが含まれるとすることは、我が国の婚姻法秩序を実質的に変容させるものであるから、同性同士のカップルにどのような法的保護を与えるか否かを含めて、憲法が許容する範囲の立法作用によるのみなし得るものである。

なお、仮に本件において事態の変遷等によって「配偶者」に同性パートナーが含まれるという解釈変更を行った場合、前記2(4)に摘示した犯給法5条1項1号と同様の規定である厚生年金保険法3条2項、国民年金法5条7

項、労働者災害補償保険法11条1項の規定をどのように解釈すべきかも事実上問題となるところ、各法律はそれぞれ立法趣旨を異にし、どのような場合に同性パートナーを「配偶者」と同視すべきか否かは、もとより犯給法5条1項1号の場合と単純に同一視できないことは明らかである。このように、「配偶者」に同性パートナーを含むものとするか否かは、我が国の婚姻法秩序の在り方の変容をもたらすものであり、個別事件における法解釈にとどまらない広がりをもっているものであるから、我が国の婚姻法秩序を定める権能を有している立法府において行われるべきことであり、このような観点からも、上記の解釈変更が司法判断による法解釈の限界を超えるものといえることができる。

以上のとおり、様々な事態の変遷等による解釈の変更という観点からみても、本件において同性パートナーを遺族給付金の支給対象とすることは、法解釈の限界を超える実質的な立法作用とみるべきものであり、司法判断の限界を超えるものであって許されないものというべきである。

(5) 小括

以上述べたとおり、同性同士の関係について、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」（犯給法5条1項1号）として遺族給付金の受給権者に含めようとするのであれば、立法府による法改正を待つべきものである。

第4 上告人の上告受理申立て理由の主張には理由がないこと

1 犯給法の目的等からすれば犯罪被害者の同性パートナーも同法5条1項の「遺族」に含むべきであるとの主張（上告受理申立て理由第1）について

(1) 上告人の主張

上告人は、犯給法の改正経緯や目的規定を挙げた上で、「現行法の目的規定の文言及びその改正経緯からすれば、法制度全般に対する国民の信頼確保が主たる目的ではなく、国民の信頼確保は、犯罪被害者等の権利利益の保護

を通じて副次的に得られるものでしかない。」、「「遺族」の解釈については、不法行為における「被害者」などと同様に、犯罪被害によって被った経済的・精神的損害の回復の必要性に基づいて判断すべきである。」、「そして、犯罪被害によって被った経済的・精神的損害の回復の必要性は、同性パートナーと異性パートナーで全く異ならないだけでなく、不法行為に基づき損害賠償請求権を有する点でも全く異ならないから、同性パートナーも、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するのは明白である。」と主張する（上告受理申立て理由書第1の3及び同第3の2(2)・13ないし20、23ないし26ページ）。

(2) 被上告人の反論

ア 犯罪被害給付制度の法的性格及び本質並びに犯罪被害者給付金が有する一種の見舞金的な性格は、犯給法の改正等を経た後も変更がないこと

前記第3の1のとおり、犯罪被害給付制度の法的性格は、①犯罪被害による精神的・経済的打撃を救済するものという意味での「福祉政策」、②他の分野におけるものと同様に、不法行為制度の実効を確保するためのものという意味での「不法行為制度の補完」、及び③犯罪者の処遇の改善との関係上必要なものという意味での「刑事政策」という三つの要素を総合・包含したものであり、犯罪被害給付制度は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することに、その本質がある。そして、犯罪被害給付制度に基づく給付金は、故意の犯罪行為による被害を受けた者又はその遺族が、民法上は不法行為制度がありながら、事実上損害賠償を受けられない場合が多いという状況を前提として、いわば社会連帯共助の精神をもって、社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものであり、国民の全体が応分に負担している税金を財源とするものであるから、同給付金に損害の填補としての要素が含まれるとしても、同給付金は、損害の填補自体

を主たる目的とするものではなく、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものである。

そして、犯罪被害給付制度に基づく給付金が有する上記のような意味での一種の見舞金的な性格が、その後の犯給法の改正等を経た後も変更がないことは、平成16年4月14日の衆議院法務委員会において、政府参考人（警察庁長官官房総括審議官）が、犯罪被害給付制度に基づく給付金につき、「現在のその性格としましては、被害者等に対し社会全体として一定の配慮を示そうとする趣旨で支給される見舞金的な性格を有する制度として創設されて、今日までそのような制度として運用してまいっております。」（乙第26号証38ページ2段目右から14ないし18行目）と答弁していることや、その後、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案が審議・可決された平成20年4月10日の参議院内閣委員会において、政府参考人（厚生労働大臣官房審議官）が、議員から犯罪被害給付制度に基づく給付金が返還の対象となる生活保護受給者の収入として認定されるのかについて問われた際に、「この犯罪被害者等給付金につきましては、犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の御遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対しまして、社会の連帯共助の精神に基づき、その精神的、経済的打撃の緩和を図るというため、国が被害者に支給する給付金でございます。したがって、これにつきましては、御指摘のように見舞金に近い性格を有しているものと理解しておりまして、補償金等の取扱いに準じて取り扱うこととしておるところでございます。」（乙第27号証3ページ1段目右から26ないし35行目）と答弁していることから裏付けられる。

イ 犯給法の改正等において給付額の引上げがされてきたことは、一種の見舞金的な性格を失わせるものではないこと

平成24年12月18日に開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の第10回会議において、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長は、「犯給法の制度の目的でございますが、犯給法は加害者に資力がないなどの理由によって、犯罪被害者や御遺族が損害賠償を受けられない場合が多いことから、自主的な救済を図るものということで設けられております。社会の連帯共助の精神に基づいて給付金を国が支給するものであります。ですので、生活の保障ということの考え方にはのっとっていないというのは、御指摘のとおりであります。ただ、実際の給付額の算定に当たりましても、犯罪被害者の方の負った障害の程度でございますとか、そういったことを勘案するとしておりますし、現在では、いわゆる単純な恩恵的な見舞金というものではなくなっていると考えてございます。」（甲第174号証7ページ）と発言している（以下、この発言を「本件発言」という。）。

もともと、前記第3の1で述べたとおり、犯罪被害給付制度に基づく給付金は、旧法制定当初から、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有する一方で、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も含んでいるものである。そして、犯給法は、その後、現在に至るまでに、関係する政令も含め数次にわたって改正され、段階的に給付額の引上げが行われ、遺族給付金の額については自動車損害賠償責任保険におけるそれと同様の額にまで引き上げられているが（乙第28号証2及び3ページ、乙第29号証4及び5ページ）、このように犯給法の改正等において自動車損害賠償責任保険制度を踏まえた給付額の引上げがされてきたということは、犯罪被害給付制度に基づく給付金が有する諸要素のうち、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も考慮されていることを意味するにとどまり、このことは、当該給付金の

本質が一種の見舞金的な性格であることを何ら否定するものではない。本件発言も、犯罪被害給付制度に基づく給付金が、飽くまで「社会の連帯共助の精神に基づいて」支給される一種の見舞金的な性格を有するものであることを指摘しつつ、実際の給付額の算定に当たっては、犯罪被害者の負った傷病、損害の程度等を勘案することとされているとして、損害の填補としての要素をも考慮していることを説明し、また、いわゆる「見舞金」と呼ばれる金銭交付が損害の填補と解されないことが多いという一般論（森富義明ほか編著・交通関係訴訟の実務352及び354ページ〔中西茂執筆部分〕、大島眞一・交通事故事件の実務137ページ参照）を踏まえ、犯罪被害給付制度に基づく給付金につき、損害の填補としての要素をも考慮して、被害者の精神的・経済的打撃の緩和を図ってきているという意味において「単純な恩恵的な見舞金」ではなくなってきた旨発言したものであり、本件発言をもって、犯罪被害給付制度に基づく給付金が上記のような意味での一種の見舞金的な性格を喪失したと評価し得ないことは明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、犯給法の改正等に伴って、犯罪被害給付制度が有する要素のうち、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も考慮してきたということはできても、そもそも犯罪被害給付制度において原因者負担の制度を観念することはできず、犯罪被害者給付金の財源が国民の全体が応分に負担している税金であることに変わりはないから、犯給法の改正等を踏まえても、犯罪被害給付制度に基づく給付金が、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とするという意味での一種の見舞金的な性格がその本質であることに変わりはない。

したがって、上記(1)の上告人の主張は理由がない。

2 同性婚的内縁関係にある者について一律に事実婚配偶者該当性を否定することは最高裁判例及び高裁判例の内縁法理に反するとの主張（上告受理申立て理由第2）について

(1) 同性同士の関係を不法行為法の保護対象に含めた高裁判例に違反するとの主張について

ア 上告人の主張

上告人は、「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」にあるという婚姻の本質は、同性パートナーにも該当し、同性パートナーの関係が「婚姻」に準ずる関係であること、少なくとも不法行為において保護の対象となることは、東京高裁令和2年判決が明確に認めているとおりであることから、同性パートナーも、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するのは明白であり、しかるに、原判決が、同性カップルが「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当する余地すらないと判断したことは、高裁判例に反するものであると主張する（上告受理申立て理由書第3の2(1)及び(2)・21ないし26ページ）。

イ 被上告人の反論

しかしながら、東京高裁令和2年判決は、「（引用者注：同性同士でありながら社会通念上夫婦であると認められる関係を形成しようとしていた）控訴人及び被控訴人は、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有する」と説示するにとどまるものであり（甲第113号証3ページ）、この説示は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することにその本質がある犯罪被害給付制度に関し、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性パートナーが含まれるかどうかの解釈問題と直接の関連性は認められないとい

うべきである。上記説示をもって、同性パートナーの関係にあったことが民法上の不法行為に関して保護の対象になるとの説示と解する余地があるとしても、同説示は、犯罪給付制度の受給権者の範囲の解釈にあたり、前記第3の1(2)で述べた同制度の法的性格としての三つの要素のうちの不法行為制度の補完という要素とは無関係であるまではいえないものの、その本質が一種の見舞金的な性格であることを左右するものではないから、同性パートナーの関係が犯給法の保護対象に含まれると解釈すべきことを意味するものではなく、原判決の判断は東京高裁令和2年判決と反するものでもない。

(2) 重婚的内縁関係や近親婚的内縁関係について、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得るとされている最高裁判例に違反するとの主張について

ア 上告人の主張

上告人は、「婚姻障害があり婚姻の届出が不可能な重婚的内縁や近親婚的内縁も、かつては一律に禁止されたり、法的保護を否定されていたものが、その後、内縁関係の目的や継続性、安定性、夫婦的共同生活の実態等に照らして、社会法的な理念や法の目的に鑑みて、主観的要件としての内縁の意思、客観的要件としての夫婦共同生活の存在などから法的保護の必要性を総合的に判断するという方向に転換してきたのである。このような保護の可否から保護の基準の形成に至る経緯に鑑みれば、同性間の関係についても同様に解すべきである」と主張し、原判決が述べる「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」については「婚姻の届出」ができることが前提となるとの点については、「婚姻の届出」が一切不可能な近親婚的内縁における事実婚関係が厚生年金保険法における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当する場合があるとした最高裁平成19年判決、同じく「婚姻の届出」が一切不可能な重婚的内縁における事実婚関係にある

女性が私立学校教職員共済法25条所定の遺族として遺族共済年金の支給を受けるべき「配偶者」に当たるとした最高裁平成17年判決及びこれと同旨の最高裁昭和58年判決に明らかに矛盾すると主張する（上告受理申立て理由書第3の3・29ないし32ページ）。

イ 被上告人の反論

しかしながら、重婚的な内縁関係にあった女性が私立学校教職員共済法25条所定の遺族として遺族共済年金の支給を受けるべき「配偶者」に当たるとした最高裁平成17年判決、重婚的な内縁関係にある女性がいるときに、戸籍上届出のある妻が農林漁業団体職員共済組合法（昭和46年法律第85号による改正前のもの）24条1項にいう「配偶者」に当たらないとした最高裁昭和58年判決、厚生年金保険の被保険者であった叔父と内縁関係にあった姪が厚生年金保険法3条2項にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当するとした最高裁平成19年判決は、いずれも、同性同士の関係について「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた」に該当するとの解釈を行うことができるかどうかという問題とは全く異なる問題について判示したものであって、上記各判決の射程はいずれも本件に及ぶものではないから、上記各判決を根拠として、同性同士の関係について「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた」と認めることは、明らかな誤りである。

最高裁平成17年判決、最高裁昭和58年判決及び最高裁平成19年判決は、いずれも重婚的内縁関係や近親婚的内縁関係という、それ自体は、婚姻の概念には該当し得るものについての事案であり、当事者間の個別具体的関係を前提とすれば社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実を成立させようとする合意及び事実関係（いわゆる内縁関係）が存在すると認められるような関係にあることを前提として、民法において婚姻が禁止されている関係について、民法がこれらの関係における婚姻を禁止し

た趣旨をも踏まえつつ、個別具体的な当事者の関係のみを、例外的に民法の定める婚姻法秩序に抵触するものでないといえる特段の事情がある場合に限り、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認めることができる旨の判断をしたものである。これは、飽くまで法律の文言を前提とする解釈の範囲内における判断であり、裁判所における司法判断として許される。

これに対し、同性同士の関係については、男女の結合関係という婚姻概念そのものと異なるものであるから、婚姻の概念に当てはまり得ないのであって、社会通念上「夫婦」としての共同生活と認められる事実を成立させようとする合意及び事実関係の存在を認める余地がない（そもそも内縁に該当しない。）。したがって、同性同士の関係については、民法の定める婚姻法秩序に抵触するか否かという点を検討するまでもなく、「事実上婚姻と同様の事情にあつた」と認められる余地はないといえる。このような同性同士の関係について、上記各判決の示した枠組みを用いて「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた」と判断することは、解釈の限界を超えるものであり、裁判所における司法判断としては許されないものである。

このように、同性同士の関係と、重婚的内縁関係や近親的内縁関係を同列に論じることは誤りであって、後者の関係に関する上記各判決の射程は、本件のような同性同士の関係については及ばない。

以上のとおり、最高裁平成17年判決、最高裁昭和58年判決及び最高裁平成19年判決は、同性同士の関係について「事実上婚姻関係と同様の事情」にあつたといえるかどうかという問題とは全く異なる問題について判示をしたものであって、その射程は及ばないから、これらの最高裁判決を根拠として、同性同士の関係について「事実上婚姻関係と同様の事情」にあつたと認めることはできないというべきである。

(3) 小括

したがって、上記(1)ア及び同(2)アの上告人の各主張は、いずれも理由が

ない。

- 3 DV防止法が平成25年改正前から「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーも該当するとしていたという立法者意思が令和5年改正法によって示されたため、犯給法においても同様に解釈されるべきであるとの主張（上告受理申立て理由第3）について

(1) 上告人の主張

上告人は、「2007年（平成19年）に、当時のDV防止法の「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーも該当するとして、同法の保護命令が出されている」（上告受理申立て理由書第3の2(3)・26ページ）こと、「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。」という内容の令和5年附帯決議は、「あくまでも、申立人が従前より主張してきた、平成25年改正前からの同性カップル間における保護命令の発出事例を踏まえたものであり、DV防止法において平成25年改正前から「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーが含まれるという立法者意思を明確にしたものであるから、犯給法の規定についても、平成25年改正前のDV防止法と同様に、同性パートナー間にも適用されるべきである（補充書面第1及び第2・2ないし5ページ）と主張する。

(2) 被上告人の反論

ア そもそも、DV防止法は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じることを目的とするものであって（同法前文）、犯罪被害給付制度とは制度の趣旨・目的を全く異にすることから、犯罪被害給付制度における遺族給付金の受給権者としての「配偶者」の範囲について、DV防止法の保護の対象とされるべき「配偶者」の範囲と同様に解するこ

とが直ちに求められるものではない。

DV防止法は、平成13年の制定当初においては、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合に女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっていて、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であることを前提（同法前文参照）とし、平成13年制定のDV防止法（平成13年法律第31号）においては、1条1項において、同法の保護の対象となる「配偶者」について「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と規定されていた（なお、同規定は、その後、平成16年法律第64号の改正によって、同条3項において規定されている。）。当初、同条1項の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」については、法律婚における「婚姻意思」、「共同生活」及び「届出」のうち、「届出」がないものと解釈されており、生活本拠を共にする交際をする関係にある相手について、「婚姻意思」が認定されない場合には、同法の救済対象とならないと考えられてきた。

しかしながら、交際相手からの暴力が社会的に問題となり、被害者やその親族が殺害されるという事件も生じている中で、DV防止法の保護の対象拡大が、被害者及びその支援団体から求められるようになったことを受け、上記のような生活の本拠を共にする交際相手に対する暴力についても、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者及び内縁関係にある相手方からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められると考えられるようになり、平成25年改正において、保護の対象を拡張する内容の改正がされるに至った。すなわち、同改

正後の同法28条の2において、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。」との条文が追加され、これにより、従来保護の対象とされていた「配偶者」（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの暴力のみならず、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力についても、DV防止法による保護の対象となった。その結果、同改正後のDV防止法においては、法律婚における「婚姻意思」、「共同生活」及び「届出」のうち、「共同生活」のみがある場合も同法の保護の対象となったのである。

イ なお、平成25年改正において、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、DV防止法2条及び第1章の2から第5章の1までの規定を「準用」することとされ、同法1条1項及び3項の「配偶者からの暴力」及び「配偶者」にこのような者が含まれるというような規定の方法が採られなかった理由は、同法において、配偶者からの暴力及びその被害者について特別の施策が講じられてきた経緯及び理由に鑑みると、「配偶者」と「生活の本拠を共にする交際相手」とは、婚姻意思の有無及び婚姻届の有無という点で被害者と加害者との関係性の程度が異なるため、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」を同法の「配偶者からの暴力」と同一のものとして位置づけることが難しいと考えられたためである。

また、平成25年改正後のDV防止法28条の2は、「婚姻関係におけ

る共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」を除くこととしているが、これは、例えば、生活の本拠を共にする交際という概念は、専ら交友関係に基づく共同生活や、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活など多様なものが入り得るため、このような共同生活を対象から除く趣旨である。（以上につき、乙第17号証）

ウ これまで述べてきたとおり、同性同士の関係については、現行法における婚姻概念を前提とする限り、「婚姻関係と同様の事情」にあるとはいえず、また、「婚姻意思」も認められる余地がない。

また、前記アのとおり、平成25年改正において、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活」との文言により規定されたDV防止法28条の2が準用規定として新たに設けられたが、同条も、あくまで「婚姻は両性の合意により成立」と定める憲法24条1項を踏まえ、異性間の関係であることを前提として、DV防止法の対象となる異性間の共同生活を定義するために「類する」という文言を用いたというのが立法者意思であり、同改正によって新たに保護の対象となったのは、共同生活を送っているが「婚姻意思」が認定されないために、「事実婚」としての救済対象とならなかったようなケースである（乙第17号証。時の法令1942号・法令解説（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号））は、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいる」か否かについては、婚姻関係において一般的に見られる客観的な共同生活の実態を参考にしつつその有無を判断することになると考えられる（前提となる「婚姻関係」については、我が国の憲法上「婚姻は両性の合意により成立」と定められていることを踏まえて解することとなると考えている」として、異性間の共同生活であることを前提とするとしている。）。

そうすると、平成25年改正でDV防止法28条の2の準用規定を設けた当時の立法者意思としては、なお異性間の共同生活を保護の対象としていたと解されるのであって、同改正前において、同性同士の共同生活を保護の対象と捉えていたとは考えられない。したがって、令和5年附帯決議において、保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨周知することとされたとしても、同決議の趣旨として、平成25年改正時にDV防止法において同改正前から「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に同性パートナーが含まれるという立法者意思であったことを明確にしたとは考えられないから、同決議は、同改正前の時点において同性同士の関係についてもDV防止法の保護の対象とされていたことを裏付けるものではない。

エ したがって、上告人の前記(1)の主張は理由がない。

4 民法の概念を根拠にして犯給法の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」の解釈を行った原判決を論難する主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、原判決は「犯給法の規定が民法の親族・相続法とは異なる視点で「遺族」の範囲を定めていること、他の社会立法による給付に関する判例においては、「遺族」について、法の目的を踏まえて民法とは異なる視点で解釈していることと相反するものである。」（上告受理申立て理由書第2の3(2)・15ページ）、「以上に述べた点と同様なことは、犯給法の規定と同じ「遺族」を支給対象とする他の社会立法による給付（遺族厚生年金など）に関する判例においても繰り返し述べられている。」として、最高裁平成19年判決（近親婚的内縁関係に関する判決）や最高裁判所令和3年3月25日第一小法廷判決（民集75巻3号913ページ。事実上の離婚状態にある場合には「配偶者」に当たらないとした判決。以下「最高裁令和3年判

決」という。)をその論拠とする(同第2の3(2)・17及び18ページ)。

(2) 被上告人の反論

ア 犯給法は、遺族給付金の支給対象となる「遺族」の範囲及び順位について、5条1項に明文の規定を設けており、このうち配偶者に関しては、同項1号に「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」との規定を設けているとおり、遺族給付金の支給対象となる遺族である「配偶者」については、「配偶者」「婚姻の届出(をしていない)」「婚姻関係」という、いずれも私法(民法)上の概念(いわゆる借用概念)をもってその範囲を画している。このような概念については、必ず私法(民法)上の概念と同一のもののみでなければならないものではなく、各法律(本件では犯給法)の理念や目的に照らして一定の異なる解釈を採用する余地があることは否定されないものの、法的安定性の見地等に照らし、各法律の明文又はその趣旨から明らかかな場合は別として、原則として、私法(民法)上における概念と同義に解すべきである。

犯給法は5条1項1号における「配偶者」「婚姻の届出」「婚姻関係」について特別の規定を置いておらず、これらの各概念を民法上の概念と同義に解することが合理的である。

民法上、「配偶者」とは、婚姻によって結合した(つまり婚姻関係にある)男女のことであり(民法725条2号等)、「婚姻の届出」とは、民法739条1項によって婚姻の要件とされている婚姻届出のことであるから、「配偶者」の概念(のみ)では、内縁関係(事実婚)を含まないところ、犯給法は、犯罪被害者と内縁関係にある相手方を法律上の婚姻(配偶者)と同様に取り扱うという立法政策を採用して、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」が同法の「配偶者」に含まれる旨を明らかにしたものである。この犯給法5条1項1号の「婚姻

の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」は、法律婚の内容のうちの「婚姻の届出」という要件を欠くものの、それ以外は法律婚と同様の事情にあつた者をいうのである。そして、法律婚については、憲法24条は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」と規定し、これを受けて婚姻制度を規定する民法も、妻や夫という概念を用い、婚姻関係にある当事者双方を指し、又はその関係を一体として捉える場合に「夫婦」（750条、763条、770条1項）という表現を、婚姻関係にある当事者の一方を指す場合に「夫又は妻」という表現をそれぞれ用いている（750条、767条、769条1項）こと等からも明らかとなっており、私法（民法）上の婚姻関係（法律婚）は、異性間の関係に限定されている。

そうすると、犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」は、法律婚の内容のうち「婚姻の届出」のみを欠くもの、つまり、異性間の共同生活関係のうちの内縁（事実婚）関係を対象とする意味と解するべきである。このことは、他の多数の法令において規定されている同様又は類似する規定の解釈とも整合するものである。他方で、内縁関係に同性間の共同生活関係が含まれる可能性がある旨の解釈は、犯給法自体が遺族給付金の支給を受けるべき「配偶者」の範囲を画する概念として借用している民法上の婚姻制度、婚姻法秩序と明らかに抵触するものであつて、解釈論として採り得ないものである。

さらに、犯給法は、1条が定める目的等を踏まえた上で、「配偶者」に関しては、5条1項においてその範囲を定めており、その内容として、婚姻及び内縁（事実婚）という異性間における関係を明示的に定めているから、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に関し、「婚姻」関係に含まれず、「婚姻の届出」という概念も存在しない同性間の関係が含まれるとの立法政策を採用していないことは明らかである。

したがって、犯給法の目的等を参酌したとしても、「法律上の婚姻関係と同視し得る関係」との社会通念があれば、同性間の共同生活関係も含まれ得るとの解釈を採ることは、犯給法が予定した範囲を超える「遺族」を遺族給付金の支給対象者に認めるものにほかならず、同号の規定の解釈の限界を超えるものである。

以上によれば、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性の犯罪被害者と共同生活関係にあつた者が含まれると解する余地はないというべきである。

イ 上告人は、判例が、民法において婚姻が禁止されている近親婚的内縁関係（最高裁平成19年判決）や、重婚的内縁関係にある者についても「事実上婚姻と同様の事情」にあつたものとして社会保障給付が認められていることから、同性同士の関係についても同様に、犯給法5条1項1号にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するといえる旨主張するようである。

しかしながら、以下に述べるとおり、同性同士の関係について、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するとの解釈を行うことができるかという問題と、上告人が指摘する各判決において問題となった、近親婚的内縁関係や重婚的内縁関係にある者について「事実上婚姻関係と同様の事情」にあつたといえるかどうかという問題とを同列に論じることは、明らかな誤りである。

前記2(2)イにおいて述べたとおり、最高裁平成19年判決は、近親関係という、それ自体は、婚姻の概念には該当し得るものであり、当事者間の個別具体的関係を前提とすれば社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実を成立させようとする合意及び事実関係（いわゆる内縁関係）が存在すると認められるような関係にあることを前提として、民法において婚姻が禁止されている関係について、特段の事情がある場合に限って、

「事実上婚姻関係と同様の事情」にあると認めることができる旨の判断をしたものである。これは、飽くまで法律の文言を前提とする解釈の範囲内における判断である。

これに対し、同性同士の関係については、男女の結合関係という婚姻概念そのものと抵触するものであることから、婚姻の概念におよそ当てはまり得ないのであって、社会通念上「夫婦」としての共同生活と認められる事実を成立させようとする合意及び事実関係の存在を認める余地がない（そもそも内縁に該当しない。）。したがって、同性同士の関係については、民法の定める婚姻法秩序に抵触するか否かという点を検討するまでもなく、「事実上婚姻と同様の事情」にあると認められる余地はないのであるから、上記各判決の示した枠組みを用いて「事実上婚姻関係と同様の事情」にあるとの判断をすることは、解釈の限界を超えるものであって許されない。

また、最高裁令和3年判決についても、法律上離婚が成立していない夫について、妻との婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのない場合、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、中小企業退職金共済法14条1項1号にいう配偶者に当たらない旨判示したものであって、飽くまでも異性間の夫婦関係を前提とするものである。したがって、最高裁令和3年判決についても、「事実上婚姻関係と同様の関係」に同性同士の関係を含むとする上告人の主張の論拠となるものではない。

以上からすれば、最高裁平成19年判決及び最高裁令和3年判決は、同性同士の関係について「事実上婚姻関係と同様の事情」にあったといえるかどうかという問題とは異なる問題について判示したものであって、両判決の射程は本件には及ばない。

ウ 以上のとおり、最高裁平成19年判決及び最高裁令和3年判決は、上告

人の前記(1)の主張の根拠となるものではなく、上告人の主張は、前提を欠くものであって理由がない。

5 犯給法が不法行為の損害額算定等と共通する規定を設けていることをもって、同法が不法行為法を補完する関係にあるとする主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、「犯給法による給付金の額は、犯罪被害者及び遺族の被った損害を考慮して定められており、不法行為における損害と共通している。」、「このような不法行為の損害額算定と共通する規定となっているのは、犯給法の目的が、給付金を支給して犯罪被害者等の被害回復をすることで、犯罪被害者等の権利利益を保護することにある」、「犯給法6条2号は、「犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき」には、給付金の全額又は一部の支給をしないことを規定しており、この点も、不法行為における過失相殺（民法722条2項）と共通している。」、「犯給法8条2項において、給付金の支給により、国は、犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償請求権を取得するという代位規定があることから、犯給法の給付金が不法行為に基づく損害賠償請求権を前提にしており、原審が述べるような見舞金ではないのは明らかである」、「犯給法7条及び8条1項で、労災保険等他の社会立法による給付があつた場合及び加害者からの損害賠償があつた場合には、給付額から控除すると規定しているが、これは、被害者給付金以外で一部被害の回復（損害の填補）が実現したからである。仮に見舞金であれば、このような控除はされず、損害賠償とは別に支給される。」と主張する（上告受理申立て理由書第2の3(3)・18及び19ページ）。

(2) 被上告人の反論

前記第3の1(3)において述べたとおり、犯罪被害給付制度に基づく給付金は、旧法制定当初から、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種

の見舞金的な性格を有する一方で、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も含んでいる。そして、犯給法は、その後、現在に至るまでに、関係する政令も含め数次にわたって改正され、段階的に給付額の引上げが行われ、遺族給付金の額が自動車損害賠償責任保険におけるそれと同様の額にまで引き上げられているところであるが（乙第28号証2及び3ページ、乙第29号証4及び5ページ）、このように犯給法の改正等において自動車損害賠償責任保険制度を踏まえた給付額の引上げがされてきたということは、犯罪被害給付制度に基づく給付金が有する諸要素のうち、不法行為制度の補完、すなわち損害の填補としての要素も考慮しているとはいえるとしても、これまで述べてきたとおり、上記給付額の引上げは、犯罪被害給付金が一種の見舞金的な性格であるということを否定するものではない。

その他、上告人は、犯罪被害給付制度に基づく給付金について、不法行為に基づく損害賠償との種々の共通点を指摘するものの、既に述べたとおり、そもそも犯罪被害給付制度において原因者負担の制度を観念することはできず、給付金の財源が国民の全体が応分に負担している税金であることからすれば、犯罪被害給付制度に基づく給付金は、我が国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とするという意味での一種の見舞金的な性格が本質であることに変わりはなく、上告人の主張は、同給付金が損害の賠償としての要素も併せ持つ点を指摘するものにすぎないから、いずれにせよ理由がない。

6 性同一性障害特例法による性別の変更がされた場合に犯給法の適用上不均衡を生ずる旨の上告人の主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、原判決が「性同一性障害特例法の適用により、従前は、戸籍上異性パートナーであったが、同性パートナーとなる場合もありうる」が、「本件ではこうしたケースにおける犯罪被害者給付金の支給の可否が問題と

されているのではなく、こうした事案を捉えて、同性パートナーに対して、犯給法の保護を及ぼすか否かの合理性、不合理性を論ずることは相当とはいえない」と判示したことに対して、「被害者との関係性という過去の事実は変わりようがなく、要保護性にも変化がないのであり、被害者死亡後に行われた戸籍の変更によって、婚姻関係と同視できるかどうかの該当性の判断に変化があるということはできないのであり、原判決の法解釈の誤りは明白である」と主張する（上告受理申立て理由書第3の2(4)・28及び29ページ）。

(2) 被上告人の反論

そもそも、本件は、性同一性障害特例法の適用により、性別変更が行われた事案における犯罪被害者給付金の支給の可否が問題とされているのではないから、このような本件とは異なる事案を前提として、同性パートナーに対する犯給法の保護を及ぼすか否かを論ずることは、そもそも前提を異にする仮定の議論であり、上告人の主張は、その立論自体が不適切であって理由がない。

7 犯給法施行令6条2項1号、2号等が、同性パートナーは「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に当たらないことの理由とはならないとの主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、犯給法施行令6条2項1号、2号において、「「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。））」と、「60歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。））」と区別し年齢要件を課している趣旨は、遺族として残された者の性別に着目し、男性のみに年齢要件を課すこととしたものである。」「端的に言えば、「夫」「妻」という文言は、遺族が、「男性」であるか「女性」であるかを表しているにすぎない。つまり、結合が異性か同

性かという二者間の関係に着目したものではないし、民法上婚姻の届出をすることが想定されているかどうかという観点から設けられたものでもない。」（上告受理申立て理由書第2の4(1)・32及び33ページ）、「国家公務員災害補償法16条1項、厚生年金保険法3条2項、国民年金法5条7項等の規定が、「夫」「妻」という文言を使用しているからといって、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれると解釈すべきことが揺らぐものではなく、原審の法解釈は誤っている。」（同第2の4(1)・36ページ）と主張する。

(2) 被上告人の反論

仮に上告人が主張するように、犯給法施行令6条2項1号、2号が、パートナーが異性関係か同性関係であるかという点に着目したものではなく、遺族が男性であるか女性であるかを表しているにすぎないのであれば、規定の文言を、「妻」ではなく「女性」、「夫」ではなく「男性」と規定すべきものであり、同施行令が「妻」、「夫」という文言を用いているのは、異性間の婚姻関係であることを前提としていることが明らかであるから、上告人の主張は理由がない。

8 「婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性同士の関係を含めたとしても法的安定性を害することにはならないとの主張について

(1) 上告人の主張

上告人は、「原審は、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」との定めについて、同文言に、同性間の共同生活関係を含むと解釈した場合には、遺族給付金の支給対象となる第一順位の遺族が変わることになるから、条文の文言を現行の法体系に整合的に解釈した場合の支給対象者が、遺族給付金の支給を受けられない場合が生じることになることを意識し、よって、扶養手当の支給場面とは異なり、より強く法的安定性を意識することが求められるとすることから、同文言につき、同性間の

共同生活関係を含むと解釈することはできないとした。しかし、原審の判断は、異性カップルでも生じる問題を同性カップルにだけ生じるかのようにいうもので、極めて差別的な法解釈であり、また、そもそも法的安定性を問題にすべき場面ではない。」と主張する（上告受理申立て理由書第2の4(2)・36及び37ページ）。

(2) 被上告人の反論

原判決が判示するとおり、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」につき同性間の共同生活関係を含むと解釈した場合には、遺族給付金の支給対象となる第一順位の遺族が変わることになる。同条1項は、支給を受けられる者の範囲を、民法において一定の権利義務（扶養義務等）が認められ、社会生活の中で密接な関係がある者に限定しており、その中でも1号の「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」は、子や父母等に優先する仕組みとなっているから、同号に該当する者を民法とは異なる範囲の者にまで拡大することは、関係者の予測可能性を害し、法的安定性を損なう結果となる。したがって、上告人の主張は理由がない。

第5 結語

以上のとおり、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性間の共同生活関係を含むと解釈することはできないというべきであり、このような解釈は、最高裁昭和58年判決、最高裁平成17年判決、最高裁平成19年判決及び東京高裁令和2年判決に違反するとはいえないから、上告人の主張にはいずれも理由がなく、上告人の控訴を棄却した原判決は相当である。

よって、本件上告は直ちに棄却されるべきである。

以 上

4(行ヒ)360 略称語句一覧表【上告受理】答弁書

※赤字は原審(二審(一審引用含む))の略語、青字は一審判決の略語、黒字は答弁書案

	略 語	全 文	書 面	ページ
1	本件被害者	原告(控訴人)と共同生活を継続していた男性(殺害された被害者)	一審判決 (二審判決)	2 (2)
2	本件加害者	原告と交際していた別の男性(本件被害者を殺害した加害者)	一審判決	2
3	犯給法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	一審判決 (二審判決)	2 (2)
4	本件申請	原告がした遺族給付金(犯給法4条1項)の支給の裁決の申請	一審判決 (二審判決)	2 (2)
5	本件処分	愛知県公安委員会が原告の本件申請に対してした、遺族給付金を支給しない旨の裁決	一審判決 (二審判決)	2 (2)
6	本件居宅	原告及び本件被害者の居宅	一審判決	3
7	本件殺害行為	本件加害者が本件居宅において本件被害者の左胸部を持っていた洋出刃包丁で1回突き刺すなどし、本件被害者を出血性ショックにより死亡させた行為	一審判決	3
8	同性の犯罪被害者	犯給法2条2項及び3項。犯罪行為により死亡し、又は重傷病を負い若しくは傷害が残った者	一審判決 (二審判決)	3 (3)
9	共同生活関係	交際している者が共同生活を営む関係	一審判決 (二審判決)	4 (3)
10	遺族等	(犯給法における)犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負い若しくは傷害が残った者	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
11	同性婚	同性間の婚姻	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
12	同性パートナー	同性間の共同生活関係における一方	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
13	DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	一審判決 (二審判決)	4 (4引用)
14	本件規定	「以下において、犯給法5条1項1号の定めを「本件規定」ということがある。」	二審判決	2
15	上告受理申立て理由書	上告人(一審原告、原審控訴人)の令和4年11月2日付け上告受理申立て理由書	答弁書	8
16	補充書面	上告人(一審原告、原審控訴人)の令和5年6月20日付け補充書面	答弁書	8
17	本件上告	上告受理申立てに係る上告(最高裁判所:令和6年1月17日に上告受理申立てを受理)	答弁書	8
18	犯給法施行令	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令	答弁書	10
19	平成25年改正	DV防止法における平成25年法律第72号による改正	答弁書	11
20	東京高裁令和2年判決	東京高等裁判所令和2年3月4日判決(裁判所ホームページ)	答弁書	14
21	最高裁昭和58年判決	不法行為法をめぐる内縁法理に関する最高裁昭和58年4月14日第一小法廷判決(民集37巻3号270ページ)	答弁書	14
22	最高裁平成17年判決	最高裁平成17年4月21日第一小法廷判決(民集216号597ページ)	答弁書	14
23	最高裁平成19年判決	最高裁平成19年3月8日第一小法廷判決(民集61巻2号518ページ)	答弁書	14
24	令和5年改正法	第211回通常国会における衆議院及び参議院の各内閣委員会において可決された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律	答弁書	14
25	令和5年附帯決議	令和5年改正法の可決に際し決議された、「保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。」という内容の各附帯決議	答弁書	15
26	旧法	犯給法の前身である犯罪被害者等給付金支給法	答弁書	20
27	本件発言	平成24年12月18日に開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の第10回会議における、警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長の発言	答弁書	38
28	最高裁令和3年判決	最高裁判所令和3年3月25日第一小法廷判決	答弁書	48